

青森県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数に関する条例

(平成十九年三月二十八日青森県後期高齢者医療広域連合条例第十七号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十二条において準用する同法第百二条第二項の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合の定例会の回数を定めるものとする。

(回数)

第二条 青森県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数は、毎年二回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。